

審 議 経 過

（1）障がい者計画および障がい福祉計画について

（事務局）

- ・資料1 ページをご覧ください。
- ・今回、皆さまにお集まりいただきましたのは、伊万里市が作成している障がい福祉に関する計画がございますが、そのうち障がい福祉計画と障がい児福祉計画の計画期間が今年度を持って終了するため、新しい計画を作るにあたり、意見や助言をいただくことが主な目的でございます。
- ・まず初めに、資料の中に「障がい」という言葉が多く出てきます。この「障がい」の表記について、伊万里市では令和3年度に取り扱いを改め、法令などの名称や固有名詞に使われているもの以外は、「害」の字をひらがなの「がい」で表すこととしました。
- ・今回の資料についても、法令や国の計画の名称などについては漢字表記、それ以外はひらがな表記としています。
- ・それでは、資料の説明に入ります。
- ・障がい福祉に関しまして、市町村が作る計画というものは2種類ございます。一つは「障がい者計画」、もう一つは「障がい福祉計画」というものでございます。
- ・障がい者計画や障がい福祉計画と聞いても、普段耳にされる機会はあまりないと思いますので、まずはじめに、市町村が策定する「障がい者計画」と「障がい福祉計画」とは何なのかということについて、ご説明したいと思います。
- ・資料の□で囲った箇所の、一番上の「現行計画」の行をご覧ください。
- ・現在の計画は「第4次伊万里市障がい者計画」といって、今から2年前のR3年3月に策定しています。計画期間はR3年度からR8年度末までの6年間です。
- ・次に右側をご覧ください。こちらは「第6期伊万里市障がい福祉計画」と「第2期障がい児福祉計画」です。
- ・障がい福祉計画は、これまでに、第1期から6期計画までの6回策定しておりまして、現在の計画である第6期計画はさきほどの「障がい者計画」と合わせてR3年3月に策定しており、計画期間は障がい者計画より短く令和5年度末までの3年間です。
- ・同じ枠内に「障がい児福祉計画」とありまして、こちらも障がい福祉計画と同じ計画期間となります。以前は、障がい福祉計画は、18歳以上の障がい者のことだけを記載していたればよかったのですが、児童福祉法が改正され、18歳未満の障がい児についての計画も策定することが求められるようになりましたので、伊万里市では、他の多くの自治体と同じように、障がい福祉計画の中に障がい児福祉の内容も含めて、一体的に策定しています。
- ・このように、障がい福祉計画と障がい児福祉計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、新しい計画、第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画を策定することとしています

- ・似たような名称の計画が並んでいますので、いったい何が違うのか、なぜ策定しなければならないのか、と感じておられるかと思います。
- ・資料の真ん中の行には、それぞれの計画を策定しなければならない根拠となる法律について書いています。まず資料左の方の障がい者計画ですが、こちらは障害者基本法の第 11 条に規定されています。読上げますと…。
- ・つまり「市町村は、障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない」と書かれています。
- ・ポイントは、その下の「概要」欄に書いておりますように 2 つございます。一つは「市町村は、障がい福祉を計画的に推進し、障がいのある人の自立と社会参加を促進するために計画を策定しなければならない」ということ、もう一つは、「国が示す障害者基本計画や県の障害者計画に即して策定する」という点です。
- ・では右側の「障がい福祉計画」の方はと言いますと、こちらは根拠法は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法になります。
- ・先ほどの障害者計画は障害者基本法でしたので、それぞれ別の法律に基づく計画となります。
- ・さて、障害者総合支援法の第 88 条には「市町村は…」とあります。ポイントはその下の「概要」欄に書いております。
- ・まず「障がい福祉サービスの提供体制の確保と、サービスの円滑な実施に関する基本的な事柄を定めること」、そして「国が示す基本指針に即して作成する」という 2 点が重要なポイントです。
- ・国の基本指針の内容については後もって触れますが、先ほどの障害者計画は国の障害者基本計画に、障害福祉計画の方は、国の基本指針というものに即して計画を策定しなければならない、とされています。
- ・障害者計画は理念や方向性を示す計画、障害福祉計画は、より具体的に障がい福祉サービスの中身について定める計画だと、イメージしていただけたらと思います。
- ・まとめますと、障がい福祉施策の基本的な方向性を定める障がい者計画と、具体的な障がい福祉サービスの実施について定める障がい福祉計画というものがあるということ、そして、今回は第 7 期となる障がい福祉計画と第 3 期となる障がい児福祉計画を策定するということ、の 2 点を、まずはご理解いただけたらと思います。
- ・簡単ではありますが、障がい者計画と、障がい福祉計画についての説明を終わります。

(2) 第 6 期障がい福祉計画および第 2 期障がい児福祉計画の期間における概況について

- ・次に、現在の計画がスタートした R3 年度以降の伊万里市の状況などについて、ご説明いたします。資料は 2 ページをご覧ください。
- ・このページでは、市内の人口と、障がい者手帳の所持者数の推移をお示ししています。
- ・左上のグラフをご覧ください。こちらは「総人口」の推移を示しております。縦軸は人口を示しています。横軸は、R2 年度から R5 年度までの流れを示しています。各年度とも

4月1日時点の住民基本台帳上の人口です。

- ・ご覧のとおり、人口は減少し続けており、R2年度からR5年度までの3年間で約1,800人の減となっています。(約3%の減)
- ・次に右上のグラフをご覧ください。
- ・こちらは、障がい者手帳を持っている市民の人数を示しています。おおむね横ばいで推移しています。人口に占める手帳所持者の割合は、約7%であり変動はありません。(障がい者白書によると、全国では7.6%)
- ・資料の下にはさらに3つのグラフを載せています。こちらは手帳の種類ごとの人数の推移です。向かって左から身体、真ん中が療育、右が精神保健福祉手帳の人数を示しています。
- ・身体が減少傾向にあるのに対し、療育と精神は徐々に増えているという傾向にあります。
- ・資料3ページをご覧ください。
- ・こちらは、伊万里市内の主だった障がい福祉サービス事業所の数を示しています。
- ・一番左の欄に、障がい福祉サービスの種類を、横軸は年度を書いています。
- ・5年前のH31年度では、ここに示す事業所の合計は53でしたが、令和5年度では63事業所に増えています。
- ・全体的に少しずつ増加しており、特に増加したのは、資料の真ん中あたりの就労継続支援(B型)(7→11)です。
- ・児童に関して申しますと、未就学児の健康診断のスクリーニングにおいて、発達が気になるとされる児童の増加と、それに伴う療育のニーズの高まりに応じるかたちで、事業所数も増加してきています。
- ・一方で、資料の上の方に記載している「居宅介護」、在宅での生活を支えるヘルパーさんによる支援ですが、こちらは1事業所減。また、その下の「施設入所支援」も数に変動はありません。就労継続支援(A型)は、現在1事業所まで減少しています。
- ・次のページをご覧ください。
- ・こちらでは2つのデータを示しています。
- ・1つは、障がい福祉サービス、あるいは障がい児向けの福祉サービスを利用している人数の推移を示したグラフです。
- ・もう1つは、伊万里市の障がい福祉に係るコストの推移を示したグラフになります。
- ・左側がサービス利用者の推移です。一番上の棒がH30年度、年度が新しくなるほど、棒が長くなり、サービス利用者が増えていることを示しています。
- ・グラフでは障がい者と障がい児を色分けして示しています。障がい者の方は、H30からR4年度までの間に約5%増加しています。それに比べ、障がい児のサービス利用の伸びは著しく、H30からR4年度までの間に、約1.6倍ほど増加しています。
- ・右側のグラフは、伊万里市の障がい福祉に係るコストの推移です。
- ・前のページでは事業所が増えていることを申しましたが、それに伴い利用者も当然増えており、それに伴ってコストも年々増加しているということが見て取れます。
- ・具体的には、H30年度は約17億1千万円だったものが、R4年度では約21億1千万円と、約4億円の増加です。(23%増)

- ・障がい福祉の充実を図ることは当然ですが、その一方で、こうした大幅なコスト増が生じているということも、課題として念頭に置いておくべきことであります。
- ・次のページからは、現在の第 6 期障害福祉計画と第 2 期障害児福祉計画に載せている目標と、現時点での達成度をお示ししています。
- ・現計画では、7つの分野で 22 項目の目標を設定しています。
- ・資料の方では、その実績などについて表でお示ししています。
- ・表の見方ですが、左に「項目」と「取組みの内容」を書いております。
- ・その右側に「目標値 (R5 年度)」という欄があります。これは現計画の最終年度の R5 年度に、どのような状態、どのような数字にもっていくのか、という目標を掲げています。
- ・さらにその右側の欄、「実績等」の欄ですが、こちらでは現時点で把握できる実績値を書いております。
- ・さらに一番右端の欄は「達成状況」としまして、目標値に対する実績の達成度を、ここでは○・△・×の 3 種類で示しています。
- ・○は達成したもの、△は目標値には届かなかったものの、数値目標に対する達成率が 50% 以上のもの、×は達成率 50% 未満のものを示しています。
- ・目標値は令和 5 年度末の数字としておりますので、現時点では正確に達成度を図ることはできませんので、速報値としてご覧いただけたらと思います。
- ・先ほど申しましたように、全部で 22 項目ありますので、個別の達成状況の説明については割愛させていただきます。
- ・1 つ目の項目は、「施設入所者の地域生活への移行」です。
- ・2 つ目の項目は「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」です。
こちらは、新型コロナのため会議が開催できず、達成状況はすべて×としております。
- ・3 項目目は「地域生活支援拠点の機能の充実」です。
- ・4 項目目は「福祉施設から一般就労への移行」です。
- ・5 項目目は「障がいのある児童への支援の提供体制の整備」です。この児童発達支援センターの設置に関しては、令和 6 年度の開設に向け現在検討を行っているところです。
- ・6 項目目は「相談支援体制の充実・強化等」です。
- ・7 項目目は「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」です。
県の指導監査への参加を目標としておりまして、令和 4 年度参加はゼロでしたが、今年度は積極的に参加しており、障がい福祉系の職員全員が複数回参加する予定としております。
- ・全体を見ますと、22 の目標のうち、達成状況が○のものが 6、△が 3、×が 13 という途中経過でございます。
- ・大まかな成果としては、○と△を合わせて約 41% の達成率となります。
新型コロナの影響で、会議等が開催できなかったこともあり、目標達成できない項目が多くある状況ですが、今年度からは徐々に会議等も開催ができるようになるのではないかと考えております。
- ・計画書に掲げた目標値の達成状況は以上です。

(委員長)

- ・ただいまの説明につきましてご質問等ございませんでしょうか。
もしご質問いただく場合は挙手及び氏名を、お伝えの上、ご発言いただけたらと思います。
- ・(質問なし)
- ・それでは、ご意見等ないようですので次に移ってもよろしいでしょうか。
- ・それでは、続きまして、次第の(3)第7期障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画の骨子案について事務局から説明の方お願いいたします。

(3) 第7期障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画の骨子案について

(事務局)

- ・新しく策定する計画の骨子案についてご説明します。資料は9ページです。
- ・国の「基本指針」は、正式には「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」といい、今年5月に厚生労働省から告示されています。
- ・国の基本指針は、約70ページに及ぶ内容ですが、障がい福祉計画に関連する内容としまして、「市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項」という項目がありまして、そこで市町村が計画を策定するときに定めなければならない事項等がはっきりと示されています。
- ・資料の右側に示していますように、「定めなければならない事項」「定めるよう努めなければならない事項」「盛り込むことが望ましい事項」と、具体的に定められています。
- ・「定めなければならない事項」としましては、①から④までありますが、内容は大きくは2つです。
- ・①はR8年度における成果目標です。これは、3年後のR8年度までに、何をどのような状態のもっていくのか、という数値目標です。
- ・そして、②～④は障がい者あるいは障がい児への福祉サービスについて、必要な見込量を計算して示すこと、これらが、必ず計画に定める必要がある項目とされています。
- ・その他、資料の中段になりますが、「定めるよう努めなければならない事項」として、①福祉サービス見込量の確保のための方策、②医療や教育等の関係機関との連携方法の2点が努力義務とされておりまして。
- ・また、さらにその下の「盛り込むことが望ましい事項」としては、基本理念や計画期間、点検・評価方法の3点が定められています。
- ・これらに沿って市の計画を作るわけですが、右側に骨子案をお示ししています。
- ・1章から4章の構成を考慮しておりまして、必ず定めなければならない事項である成果目標は第2章に、サービス見込量は第3章で定めることとしたいと考えています。
- ・計画の大枠については今申しましたとおりですが、次の10ページからは、国の基本指針と、市の計画との対応について、少し詳しく示しています。

- ・ここでは、基本理念と成果目標の対応を示しています。ほぼ国の指針と同じ構成を予定しております。
- ・目標は、ここに掲げる7項目を考えているわけですが、それぞれに目標値を設定する必要があります。
- ・続く11ページからは、これら7つの目標について、目標値の案を記載しています。
- ・目標値についても、ある程度国から指針が示されておりまして、その内容は資料の左に示しています。市の計画の目標案は、これに即して作ったものです。
- ・内容としましては、現在の計画に掲げている目標値をもとにしつつ、現在の状況に合わせて修正したものになります。
- ・国の指針において、新規に追加されたものがいくつかありますので、そちらをご説明いたします。12ページの下の方の地域生活支援の充実をご覧ください。強度行動障がいのある人への支援体制の充実が追加されています。それに対応して、市の目標として、強度行動障がい者の現状把握を加えています。
- ・次に13ページの「福祉施設から一般就労への移行等」の中の一番下の項目、就労移行支援終了後、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合です。こちらは、国と同じ目標を設定しています。
- ・次に、14ページ、「相談支援体制の充実・強化等」の、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の追加です。こちらは、現在目標に入れていますが、自立支援協議会相談支援部会での協議に含まれますので、新たに市の目標は追加しておりません。
- ・計画の骨子案については以上です。

(委員長)

- ・ただいまの説明につきましてご質問等ございませんでしょうか。

(委員 A)

- ・質問の仕方なんですけど、それぞれに説明されたことに対して質問をするんですか。ずっと連続で、説明をいただいたので、ずっと資料を確認していたら、どういうふうに質問していいのかわからないで、今ずっと内容を追ってる状況なんです。

(委員長)

- ・なるほど。それぞれの資料の、この説明のあったページと、質問したい箇所を仰っていただけたらいいかなと思います。一番初めに、この次第の協議の(1)、(2)の説明を事務局の方からさせていただきまして、一旦そこで質問等の確認させていただきました後に、今、(3)の第7期障がい福祉計画および第3期の障がい児福祉計画の骨子案のご説明ということでございました。
- ・まず、これまでの計画と、その実績のご質問に関してと、今、説明の来年度からの新しい計画についてのご質問がありましたら、ということをお願いしたいと思います。

(委員 B)

- ・ すいません初めての参加なので、何を質問していいかとよくわからないんですが。私が、現在区長をしまして、いろんな、障がいをお持ちであろう方々に会います。
- ・ 一番が、そんなにひどくないんですけど、若い方で、ちょっと知的障がいがあるのかなあと。
- ・ 私の家に来て、朝もう 7 時ぐらいに来て、区長さんって尋ねられます。「伊万里駅とかそういうところいったらいかんと思って。あそこにおったら、警察の方とか、あんた、あんまおったらいかんよと。小学生とか、中学生が通るから、怖がらすけんねえって。いや、僕そんなに怖くないと思うけど」とかですね。
- ・ もう、つい最近もその方あったんですけど、やっぱりよく考えると、電車賃のお金を数えきれない感じなんですよ。「区長さん。唐津くんちはこのお金でいける。」それを何回も言いに来る状況ですね、その方は。
- ・ そういう知的障がいといたらいいか、そういう方も、この計画には、含めているんですかね。私たちは、そういう方が、障がいをお持ちなどの情報は一切入らないので対応の仕方がわからないんです。
- ・ 例えば、その親御さんとかは、子供さんに対して何か、対策っていうか、何かやられてるんですかね。
- ・ 例えば、私がおの方の家に行って、とやかく言うこともできないよねと普通ですと。
- ・ この計画の中で、そのような、障がいがある方々が、普段どこで何をやっておられるのか、それがよく私見えないんですよね。そういう方々って、各地域にいらっしゃると思うんですよね。
- ・ 近隣の子供たちは、怖がる。当の本人は、「人に挨拶もしたらいかんと、してもいいよね」とかそういうことを尋ねられる。私はどういうふうな対応をすればいいのか、出来るのかがわからなかったもので、こういう機会を与えられ、今聞いてるところです。私も初めてのものですから、すいません。

(事務局)

- ・ 障がいを持っていらっしゃる本人ですとか、その家族も含めたところでの支援に対してのご質問だったかと思います。
- ・ 今回の計画の案で言いますと、14 ページの 6 番の相談支援体制の充実強化等というところに含まれてくるかなというふう考えます。市役所の中にですね、基幹相談支援センターというものを設置しております、あらゆる相談をお受けしています。
- ・ ご本人さん、あるいは家族、関係者の方々からのご相談をお受けして、一緒に課題解決を図っていこうというふうに今進めているところです。
- ・ また自立支援協議会という、伊万里と有田と一緒に共同で運営をしておりますけれども、そういった協議会の中で、地域の課題の共有ですとか、その解決に向けた話し合いの場を設けておりますので、そういったところで、共有しながらですね、いろんな支援の方法とかを考えております。

- ・なお、今回の計画ではそういったところをさらに、充実強化させていこうというふうに考えております。以上です。

(委員 B)

- ・そうするとですよ。例えば、市は、今の段階で、その方々の親御さんが、どちらかに相談されるような、取り組みを今現在されていますか。
- ・そういう親御さんと我々は、当人の事に関して、込み入った話しは、到底できませんので、多分誰かが、どこかで積極的に交わらないと、そういう方に対する対応っていうのは、できないと思います。
- ・その方は、もう小さいころから知っていますが、もうずっと大きくなって、もう年齢も 30 過ぎくらいになられます。そういう方が、今からどんどん、年を取られていって、もうその辺を常にウロウロされたり、本当に小学生なり、中学生なりがそういう方を、やっぱり怖がってますので、実際のところですね。
- ・例えば、強制的にでも、何らかの、手立てが打てるような方法はあるのかなと。我々はもう、当人と当たり障りのない会話をしたりとか、そういうことでしかできないんですよね。こういう言動は、控えた方がいいよとか話したいんですが、ただ、やっぱりもう話が通じないんですよね。

(事務局)

- ・今のお話の中ですね。ご本人さんが、何か相談をしたいという意味があられるのか。もしくは、家族の方が、どなたかに困りごと等を話してみたいなあと思われているのか。家族の状況にもよると思いますが、年齢も 30 歳くらいとおっしゃってますので、やはり社会参加という部分でも、ぜひ市に相談をしていただいて。
- ・役所だけではなくて、地域での相談の窓口としてはですね、最前線に民生委員さんがいらっしゃると思いますので、そういった、今回の区長様の情報があれば、それをぜひ民生委員の方にお繋ぎいただいて、しかるべき相談体制なりの窓口へのご案内につながるかと思えます。
- ・どこかで、何かをしてみたいなど、そういう本人のお気持ちをぜひ引き出していただいでですね、それに向けて障がい福祉サービスのいろんな方策がございますので、そこにつなげていただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

(委員 B)

- ・はい。ありがとうございました。

(委員長)

- ・他にございますでしょうか。

(委員 A)

- ・先ほどの、区長さんからのご質問の事についてなんですけど、似たようなケースが、私の身近にもあります。そのような地域の悩み、困りごとがあるのは、この計画の中にある、自立支援協議会が完全に生かされていないのだと思います。やっぱり、そういういろんな地域での問題があるのですから、大体は地域の方にも入ってもらって、それを解決すべきだろうなど、私も改めて感じました。
- ・今回策定する、計画が計画倒れにならないようにすべきだ。自立支援協議会にしても個別支援会議にしてもですね、もっと協議会自体が、福祉において生かせるように、取り組んでいかなければ、ならないのではないかなと思います。
- ・それから質問ですが、地域生活拠点の充実のところ、未整備とありますが、この整備の予定の計画はあるのでしょうかということ、それから、本計画の冊子の中の 64 ページに、計画の数値を書かれています、就労支援 A 型っていうのが今伊万里で 2 ヶ所減ってると思います。今後どうなるのかなっていうのが一つとですね。
- ・それから、こないだからいろいろと、ご説明を受け、受けております。児童発達支援センターのことです。4 月から検討中なんですって書いてありますが、もう決まってるものと思っております。ちょっと残念なんです。この検討中のところをやっぱり開設とか、そういうふうにするべきじゃないかなと思えました。以上です。

(事務局)

- ・3 つ質問いただいております。まず、今回の会議資料の 6 ページの地域生活支援拠点の機能の充実というところになります。こちらについては具体的な整備の方法については、今のところ決まっておられません。今後検討していくことになる、なっています。
- ・次のご質問が、前回の計画の 64 ページにあります、就労継続支援 A 型の目標値です。前回の計画の策定の時には、A 型事業所が市内に 3 事業所ございましたので、それに基づいての目標設定になっています。今年度からは A 型が 1 事業所になっておりますので、それを見越して、この今計画の数値目標を入れたいと思っております。
- ・3 つ目が児童発達支援センターについてです。今回の会議資料の中の、7 ページの方でよかったでしょうか。こちらに、実績としては、令和 6 年度、開所に向けて検討中ということで、書かせていただいております。開所に向けて、市内の法人の方が準備を進められておりますが、まだ県の指定等も取られていない状況ですので現在では、まだ検討中ということで書かせていただいております。以上でございます。

(委員長)

- ・さきほどの回答で大丈夫でしょうか。

(委員 A)

- ・はい。ありがとうございました。

(委員長)

- ・では他にご質問がありましたらお願いします。

(委員 B)

- ・本日いただいた資料に、障がい者っていうふうに書いてありますけど。もう年取ったら、みんな障がい者だなあと、もう目も見えない、歩くのも不自由ということで非常に感じました。障がい者に対すると書いてありますが、もうすべてにかかるんだなど。すべての人に関係するのだなと感じました。
- ・すべての人に関わってくるので、例えば掲示板にしても何にしても、文字を大きくするとか、もっと高齢者に対する、親切的な、そういうのも含めてですね。本当に見やすく、生活しやすい環境にしてもらいたいなど、やっぱりそういう、高齢者も含めた方々に対する、対策というの、具体的に何か取り組んでおられるのですかね。
- ・声高に障がい者っていうけども、年を取れば、皆もうすべてそうなんだという、私今回ちょっと実感してですね。以上です。

(事務局)

- ・資料の1ページをご覧いただきたいと思います。今年度改定するものは、障がい福祉計画と障がい児福祉計画になりますけれども、伊万里市障がい者計画は、3年前策定して、令和8年度までの計画となっており、こちらの方に、高齢者も含めた上での、バリアフリー等に関する生活環境の整備ですとか、住まいの場の確保ですとかそういったところの、目標等を掲げております。
- ・本日参考にお配りしてます、前回の計画の方をご覧いただきたいと思いますが、そちらの4ページの方に、本市が作成している、各種の計画を載せております。先ほどおっしゃられました高齢者に関しては、高齢者福祉計画、がございます。高齢者も含め障がい者と子供、子育て、健康づくり、これら各々の計画を下で支えるような形で、地域福祉計画というのをこちら福祉課の方で策定しております。
- ・もう個別、個別で高齢者、障がい者と分けてということではなくというご意見だったかと思いますが、個別、個別に計画を策定しながらも、地域福祉計画ということで、一体的、包括的などところでの計画もあわせて策定しておりますので、こちらのご紹介になります。よろしいでしょうか。

(委員 B)

- ・ありがとうございました。

(委員 C)

- ・民生委員の中の取り組みでは、まず65歳以上の方、それから災害時要支援者。65歳以上の一人暮らしで買い物に行けないとか、そういう方々の支援をしています。

- ・それから、災害時要支援者の方も同じように、月に何回かご自宅を回って様子の変化がないだとか、そういう補助はしております。ただし、災害時要支援者の中で、うちはいいですよということで、登録を断られる方がいらっしゃいます。そういう方たちの支援っていうのは、市で何か取り組んであるのでしょうか。そういう方の中に、夫婦とも身体障がい者の方もいらっしゃるのです。登録がないから我々もちょっと気になっています。市で、何か対策がなされているかを伺いたいです。

(事務局)

- ・ありがとうございます。災害時における対応については、災害時要支援者に該当なさるであろうという方を名簿としてお作りをしており、その中で、さらに同意を得た方については、細かい個人情報を個別避難計画という形で、世帯単位で、私どもの方できちんと管理をいたしております。
- ・登録は、名簿にあっても、同意がなく、個別避難計画ができていない方ですとか、そもそも登録を拒む方は、実際にいらっしゃいますので、なかなかそこは市として、個別に対応することができていないのが現状であります。

(委員 C)

- ・わかりました。今後も引き続き、市からそういった方々へ登録等の働きかけは行っていかれるという事によろしいでしょうか。

(事務局)

- ・はい。

(委員 C)

- ・ありがとうございました。

(4) その他について

(委員長)

- ・他にご意見ございませんでしょうか。ないようでしたら次に移らせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。(質問なし) そうしましたら、次第のですね、5,協議のその他に、移りたいと思いますので事務局からお願いいたします。

(事務局)

- ・はい。2点お知らせとお願いを申し上げます。1点目は今後のスケジュールです。お配りしております、1枚ものの資料の策定スケジュール案をご覧ください。計画の策定スケジュールをお示ししています。一番左の欄に、縦に三つの項目を書いています。上から策定委員会、この委員会のことです。真ん中に計画案の作成、一番

下に市民意向調査となっています。

横軸が本年7月から来年3月までの流れを示しています。

左の方から見ていきたいと思いますが、事務局が作った骨子案を、一番上の策定委員会第1回、本日の会議でお示ししたことを示しています。

本日の委員会の後、委員の皆様からのご意見を踏まえ、計画の素案を事務局で作成いたします。その素案を11月下旬に予定しております。第2回の策定委員会でお示しして、いただいた意見をもとに原案を作成します。それをパブリックコメントにかけまして、市民の方からの意見をお伺いすることとし、必要に応じて修正をした案を2月に予定しています。最後の策定委員会で案をお示しいたします。そこでいただいた意見をもとに、最終的な修正を行いまして、最終案とします。この委員会の役割としてはこの時点で一旦終了となります。

- そのあと、最終案を市長に提案し、決裁をもって本市の計画として正式に決定することとなり、一連の策定業務作業が完了するという流れになります。スケジュールについては以上です。
- 最後にもう1点、皆様方をお願いを申し上げます。本日はお手元の資料と合わせて、アンケート用紙を配布しております。内容は、本日お示しした骨子案についてのご意見やご助言ですとか、障がい福祉に関して、日頃感じておられる課題などについてお尋ねをする内容です。自由にご記入いただけたらと思います。
こちらは、後日、ご記入いただくとしまして、9月末をめどに、市役所の福祉課障がい福祉係の方までご提出いただきたいと思います。
- 青い封筒の中に返信用封筒入れておりますので、そちらの返信用封筒を使っていただきまして、他にご提出方法はFAXや電子メール、直接でのご持参でも構いませんので、またお配りしている様式で書きにくいようであれば、任意の様式でご意見等いただいても構いません。提出を強制するものではありませんけれども、無理のない範囲でご協力いただけたらと思います。事務局からは以上です。

(委員長)

- ただいまの説明につきまして、何か今後のスケジュールですとか、アンケートへのご協力ということでご説明ありましたが質問等ございますでしょうか。(質問なし)
では、本日は以上をもちまして、協議事項についてはすべて終了いたしました。また、今年度2回予定されておりますので、引き続き皆様方のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。つたない進行でご迷惑をおかけしたところもあるかと思いますが、また引き続き、第2回以降もどうぞよろしくお願い申し上げます。これもちまして第1回伊万里市障がい者計画等策定委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。